

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 5 年 8 月 23 日

申請者 氏名又は名称
住所 634-0003
代表者氏名
電話番号
FAX番号
メールアドレス

有限会社 吉岡住器サービス
奈良県橿原市常盤町421-1
代表取締役 吉岡 淳
TEL 0744-25-6730
FAX 0744-24-6430
post@yjs-nara.com

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

- 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)
この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。
 ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 5 年 8 月 23 日

届出者

氏名又は名称
住 所
代表者氏名

奈良県橿原市常盤町421番地の1
有限会社吉岡住器サービス
代表取締役 吉岡 淳

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	ヨシオカジウキ 有限会社 吉岡住器サービス		
住 所	奈良県橿原市常盤町421-1		
フリガナ 代表者の氏名	代表取締役 吉岡 淳		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
役員の変更 代表取締役	吉岡 勇	代表取締役 吉岡 淳	2020年 7月15日
取締役	吉岡 一美	取締役 吉岡 峰子	2020年 7月15日

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 5 年 8 月 23 日

申請者

氏名又は名称 有限会社吉岡住器サービス

住 所 奈良県橿原市常盤町421-1

代表者氏名 代表取締役 吉岡 淳

水道事業者 殿

現在事項全部証明書

奈良県橿原市常盤町421番地の1
有限会社吉岡住器サービス

会社法人等番号	1500-02-007827	
商号	<u>有限会社城谷住器サービス</u>	
	有限会社吉岡住器サービス	平成10年 1月16日変更
本店	<u>奈良県橿原市曲川町七丁目2番30号</u>	
	奈良県橿原市常盤町421番地の1	平成16年 3月 1日移転
公告をする方法	官報に掲載してする	
	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 8日登記	
会社成立の年月日	平成3年2月2日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 電気温水器、洗面台、浴槽、トイレ、流し台等の水廻り設備機器の販売取り付け 2. 配管工事業 3. 電気配線工事業 4. 前各号に付帯する一切の事業 	
発行可能株式総数	300株	
	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 8日登記	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 300株	
	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 8日登記	
資本金の額	金300万円	

奈良県橿原市常盤町421番地の1
有限会社吉岡住器サービス

株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合には当社が承認したものとみなす。 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月8日登記	
役員に関する事項	三重県伊賀市小田町413番地の3 取締役 吉岡 淳	平成20年 8月20日就任
		平成20年 9月 3日登記
	三重県伊賀市小田町413番地の3 取締役 吉岡 峰子	平成28年 9月13日住所移転
		令和 2年 7月15日登記
	代表取締役 吉岡 淳	令和 2年 7月15日就任
		令和 2年 7月15日登記



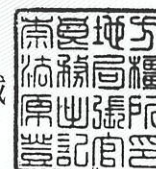
これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 5年 8月23日

奈良地方法務局橿原出張所
登記官

杉 本 孝 誠



有限会社吉岡住器サービス

定 款

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、有限会社吉岡住器サービスと称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 電気温水器、洗面台、浴槽、トイレ、流し台等の水廻り設備機器の販売取り付け
2. 配管工事業
3. 電気配線工事業
4. 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を奈良県橿原市に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、300株とする。

(株券の不発行)

第 6 条 当社の発行する株式については、株券を発行しないものとする。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当社の株式を譲渡により取得することについて当社の承認を要する。

当社の株主が当社の株式を譲渡により取得する場合には当社が承認したものとみなす。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第8条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

第3章 株 主 総 会

(株主総会)

第9条 定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(招 集)

第10条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集するものとする。

2 株主総会を招集するには、会日より5日前に、各株主に対して、その通知を発することを要する。

ただし、総株主の同意あるときは、招集の手続を省略して株主総会を開催することができる。

(議 長)

第11条 株主総会の議長は、社長たる取締役がこれに当たり、社長に事故があるときは、他の取締役がこれに当たる。

(決議の方法)

第12条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2 株主総会の決議について、会社法第309条第2項に定める特別決議を要するときは、総株主の半数以上であって、当該株主の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行う。

(書面によるみなし決議)

第13条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、その事項につき議決権を行使することができる株主の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議決権)

第14条 各株主は、1株につき1個の議決権を有する。

(株主総会の議事録)

第15条 株主総会の議事については、法務省令で定める事項を記載した株主総会の議事録を作成し、議長及び出席した取締役が署名又は記名押印を行うものとする。

2 当社は、株主総会の日から10年間、その議事録を本店に備え置くものとする。

第4章 役員

(取締役の員数)

第16条 当社には、取締役1名以上を置く。

(資格)

第17条 当社の取締役は、株主総会において、当社の株主の中から選任する。
ただし、必要があるときは、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の選任の方法)

第18条 当社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(代表取締役及び社長)

第19条 取締役が2名以上ある場合は、株主総会の決議により代表取締役を選定する。

2 代表取締役は社長とする。

(役員の報酬等)

第20条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第21条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当及び除斥期間)

第22条 当社は、株主総会の決議によって、毎事業年度の末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当を行う。

第6章 附 則

(定款に定めのない事項)

第23条 この定款に定めのない事項は、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」及び「会社法」その他の法令の定めるところによる。

上記は当社の現行定款である。

令和 2年 7月15日

有限会社吉岡住器サービス

代表取締役 吉 岡 淳



10出番150782
住器サービス
新岡吉

令和5年8月23日

原本の写しに

相違ありません

奈良県橿原市常盤町421番地の1

有限会社吉岡位器サービス

代表取締役 吉岡 淳

